

第 9 3 号議案

中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 4 年 1 1 月 2 5 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

小学校及び中学校教育職員の給与を改定するとともに、3月期の期末手当の廃止について規定を整備する必要がある。

中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の一部
を改正する条例

第1条 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例（平成29年中野区条例第38号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「100分の102.5」を「100分の112.5」に改める。

別表第1中「157,840円」を「161,520円」に改める。

第2条 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「、3月1日」を削り、「第22条まで」を「第23条まで」に改め、同条第2項中「、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の110」を「100分の120」に改める。

第23条第1項中「6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）」を「基準日」に改め、同条第2項中「100分の112.5」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「「基準日から」とあるのは「基準日（第23条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、」を削り、「同項」を「第23条第1項」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（第23条第2項の改正規定を除く。）による改正後の中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会の承認を得て、中野区教育委員会が定める。